

# 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案の概要

## 1 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の目的

機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域でその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする株式会社とする。

※ 事業者には、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を含むが、大企業、第三セクター等は対象外。また、金融機関等には、リース業者や信用保証協会を含む。

## 2 機構の業務

(1) 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営む。

- ① 対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等
- ② 対象事業者に対する資金の貸付け（対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限る。）、債務の保証、出資、専門家の派遣及び助言
- ③ 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分
- ④ 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分
- ⑤ 対象事業者以外の事業者に対するその事業の再生等に関する助言

等

(2) 主務大臣は、東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域の都道府県知事の意見を聴いて、機構が再生支援の決定及び債権買取り等の決定に当たって従うべき支援基準を定める。

※ 支援基準は、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮。東日本大震災復興基本方針及び被災地域の地方公共団体の復興計画との整合性にも配慮。

(3) 事業者の再生支援の申込みは、事業再生計画（事業再生のおおよその見通しを記載した書面を含む。）及び支援決定後に債権者等が貸付け又は出資を行う約束を証する書面を添付して行う。

(4) 支援決定は、機構の成立の日から5年以内に行う（復興の状況により1年間の延長可能）。

(5) 債権の買取価格は、事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し、担保財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価を上回ってはならない。

※ 政府及び機構は、迅速かつ適正な買取価格の算定が可能となるよう買取価格の算定方法（簡易な方法による算定を含む。）に関する指針の作成その他の必要な措置を講ずるように努める。

(6) 機構は、関係金融機関等と損害担保契約を締結することができる。

(7) 機構は、買取債権について、一部免除及び一定期間の弁済猶予ができる。また、第三者保証人の保証債務については、免除等に努める。

(8) 機構は、支援決定の日から15年以内に全ての再生支援を完了するよう努める。

## 3 機構の財務・会計及び預金保険機構・農水産業協同組合貯金保険機構の出資

(1) 農水産業協同組合が対象事業者に対して有する債権に係る再生支援業務その他主務省令で定める業務と、それ以外の業務とで経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理する。

(2) 政府は、機構の資金の借入れ又は社債に係る債務について、保証することができる。

(3) 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構は、機構に出資する（これらに対し、政府出資及び金融機関等からの拠出が可能）。

## 4 機構の解散等

(1) 機構は、再生支援業務の完了により解散する。

(2) 政府は、機構解散時に債務超過となったときは、その全部又は一部を補助することができる。

## 5 その他

(1) 政策金融機関の協力、機構と産業復興相談センター・産業復興機構との連携等の規定を整備。

(2) 原則として、公布から3月以内において政令で定める日から施行。

# 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案について

## 目的（1条）

東日本大震災の発生により、  
被災地域に甚大なダメージ  
被災事業者の債務の負担を軽減しつ  
つその再生を支援

被災地域からの産業及び人口の被災  
地域以外の地域への流出を防止する  
ことにより、被災地域における経済活  
動の維持

被災地域の復興

## 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案による被災事業者の再生支援

### ＜対象事業者＞

東日本大震災により被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域において債権者との他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（19条1項）

※「被災地域」については、具体的には政令で規定。  
※小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者、信用保証協会等を含む。大企業、第三セクター等は対象外。  
※再生支援を申し込む際には、①事業再生計画（事業の再生のおよびその見通しで足りる）、②支援決定後に債権者等が貸付等を行う約束書面を添付。（19条2項）

### ＜機構による支援の内容＞

#### ○機構の業務（16条）

・対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等  
※「金融機関等」にはリース業者や信用保証協会を含む。（2条2項）  
※「買取価格」は、事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支  
援後の対象事業者の経営状況の見通し、担保財産の価格の見通し等  
を勘案した適正な時価。（23条1項）

※機構は、関係金融機関等と損害担保契約を締結することができる。  
※政府及び機関に、迅速かつ適正な買取価格の算定方法（簡易な方法  
による算定を含む。）に関する指針の作成等の努力義務。（附則3条）  
・対象事業者に対する資金の貸付け（つなぎ融資等に限る。）、  
債務保証、出資、専門家の派遣及び助言等  
・債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分  
※弁済猶予、利子減免、債務免除、債務株式化、劣後債権等。  
※買取債権について、一部免除及び一定期間の弁済猶予が可能。また、  
第三者保証人の保証債務等については、免除の努力義務。（27条）

### 産業復興機構等との連携・協力

・被災した事業者の事業再生のために、機構と「産  
業復興相談センター」及び「産業復興機構」は、  
相互に連携を図りながら協力するよう努める。  
(59条、64条)

### 政策金融機関の協力

・政策金融機関は、民間金融機関が対象事業者に  
対して行う資金の貸付け等では、事業の再生に  
必要な資金を確保できない場合に、当該必要な  
資金の貸付けを行うよう努める。（62条）

### ＜支援基準＞（18条）

・主務大臣が、再生支援の決定等を行ふに際して従うべき基準を作成  
・作成に際しては、  
①復興対策担当大臣及び関係都道府県知事の意見を聴取  
②できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう  
配慮  
③復興基本方針等との整合性に配慮

・全国で一つに限り設立される株式会社（主務大臣認可）（3条、8条）  
・預保・貯保を通じた国等による  
資本金の組成（4条、8章）  
・機構の資金の借入に係る政府保証（40条）

### ＜機構の組織・体制＞

○支援期間等  
・支援決定は5年以内に行う（1年延長可）。（19条7項）  
・支援期間は15年。（27条5～7項）

注：下線部は衆議院における修正部分

# 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構のイメージ

